

教育学部規則

(平成16年島大教育学部規則第1号)

[平成16年 4月 1日制定]

[令和 3年 2月 24日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学教育学部(以下「本学部」という。)の目的、組織、教育課程、履修方法、課程修了の認定等については、学則(平成16年島大規則第2号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第1条の2 本学部は、幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

(課程)

第2条 本学部に次の課程を置く。

学校教育課程

第3条 削除

(附属教育研究施設)

第4条 本学部に次の附属教育研究施設を置く。

附属教育支援センター

附属教師教育研究センター

附属FD戦略センター

2 附属教育支援センター、附属教師教育研究センター及び附属FD戦略センターについては、別に定める。

(附属学校)

第5条 本学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属義務教育学校

2 前項の附属学校については、別に定める。

(学習生活支援研究センター)

第5条の2 附属学校に学習生活支援研究センターを置く。

2 学習生活支援研究センターについては、別に定める。

(附属学校部)

第6条 本学部に附属学校を統括するため、附属学校部を置く。

2 附属学校部については、別に定める。

(専攻)

第7条 本学部に次の専攻を置く。

小学校教育専攻、特別支援教育専攻、国語科教育専攻、英語科教育専攻、社会科教育専攻、数学科教育専攻、理科教育専攻、保健体育科教育専攻、音楽科教育専攻、美術科教育専攻

2 前項に掲げるもののほか、本学部に家庭科教育副専攻及び技術科教育副専攻を置く。

3 学生は、別に定めるところにより、第1項の専攻のうちから主専攻を、第1項及び前項の専

攻のうちから副専攻を選択するものとする。ただし、副専攻については、第1項の特別支援教育専攻を選択することができない。

4 主専攻及び副専攻は、本学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て決定する。

（転専攻）

第8条 学生で、転専攻を希望する者があるときは、学部長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 転専攻の時期は、学期の始めとし、原則として2年次までとする。

（編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限）

第9条 編入学、再入学又は転入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

（編入学者等及び転学部者等の在学年限）

第10条 学則第10条、12条及び第13条の規定により編入学等を許可された者及び学則第16条及び第17条の規定により転学部等を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

（単位制）

第11条 本学部における教育課程の履修は、単位制とする。

（授業科目及び単位数）

第12条 学則第23条第2項に規定する基礎科目、教養育成科目及び専門教育科目に属する授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

（教育体験活動）

第13条 本学部における教育課程の中に学則第23条第2項に規定する授業科目のほか、教育体験活動を設ける。

2 教育体験活動の履修方法については、別に定める。

（授業科目の区分に関する履修上の特例）

第14条 学則第23条第2項に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

（教育課程及び履修方法）

第15条 教育課程及び履修方法の細目については、別に定める。

（履修手続）

第16条 授業科目及び教育体験活動の履修手続については、別に定める。

（卒業研究）

第17条 卒業研究は、論文、演奏又は制作等とする。

2 学生は、卒業研究の題目を最終学年の5月31日までに指導教員に提出し、当該指導教員の指導を受けて、その研究成果を翌年1月12日（9月卒業予定者については8月31日）までに学部長に提出しなければならない。

3 卒業研究の題目及び研究成果の提出期限の日が土曜日に当たるときは、その翌々日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日を該当する日に読み替えるものとする。

（教育課程修了の要件及び認定）

第18条 本学部の教育課程を修了するためには、別表第1に掲げる所定の単位を修得し、別表

第2に掲げる所定の時間数を体験しなければならない。

- 2 課程修了の認定は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、及び所定の時間数を体験した者について教授会の議を経て学部長が行う。

(教育職員免許状の種類)

第19条 学生が取得できる教育職員免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状

(免許教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)

高等学校教諭一種免許状

(免許教科 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語)

特別支援学校教諭一種免許状

(知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)

幼稚園教諭一種免許状

(外国人留学生等に関する授業科目等の特例)

第20条 学則第64条第2項の規定により次の授業科目を置く。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

- 2 外国人留学生が、前項の授業科目を履修し、単位を修得したときは、別表第1に規定する課程修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語についての単位は8単位を日本語科目についての単位で、教養育成科目のうち入門科目についての単位は8単位までを日本事情に関する科目の単位で代えることができる。

- 3 前2項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたものの教育に教授会が必要であると認められた場合に準用する。

- 4 第1項の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育学部・教職大学院一貫プログラム)

第20条の2 本学部に、本学部と大学院教育学研究科教育実践開発専攻（以下「教職大学院」という。）が連携して教育を行う教育学部・教職大学院一貫プログラム（以下「一貫プログラム」という。）を置く。

- 2 一貫プログラムに関する事項については、別に定める。

(組織的研修等)

第21条 授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則（平成16年4月1日制定）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学教育学部に在学する者は、同学部を卒業するため必要であった教育課程の

履修を、本学部において行うものとし、本学部は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程その他の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月14日一部改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学教育学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月19日一部改正）

この規則は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成20年2月20日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日一部改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根大学教育学部規則（以下「改正後の規則」という。）第18条及び別表第2の規定は、平成19年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。
- 3 改正後の規則別表第1の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 4 平成19年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者の教育体験活動時間数については、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分		時 間 数	
		必 修	選 択
教育 体験 活動	基礎体験領域	60	450
	学校教育体験領域	340	
	臨床・カウンセリング体験領域	150	
総 計		1000	

附 則（平成22年4月28日一部改正）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、この規則による改正後の島根大学教育学部規則の一部を改正する規則(平成22年島大教育学部規則第8号)附則第4項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月 1日一部改正）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根大学教育学部規則別表第1の規定は、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成24年1月25日一部改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学教育学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

附 則（平成25年2月26日一部改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学教育学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日一部改正）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学教育学部規則第7条並びに別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月11日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日一部改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度及び令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学教育学部規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は、令和2年12月23日から施行する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の教育学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第18条関係）

科目区分	科目	分野	最低修得単位数		
			必修	選択	自由
基礎科目	外国語	英語	4	*1	*2
		ドイツ語	4		
		フランス語			
		中国語			
		韓国・朝鮮語			
	健康・スポーツ/文化・芸術	健康・スポーツ	2		
		文化・芸術			
	情報科学		2		
数理・データサイエンス		<u>2</u>	4		
教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野	10		
		自然科学分野			
		学際分野			
	発展科目	人文社会科学分野			
		自然科学分野			
		学際分野			
	社会人力養成科目			2	
小 計			30		
専門教育科目	専門共通科目		32	<u>8</u>	
	主専攻専門科目		44		
	副専攻専門科目		12		
	免許プログラム，特別プログラム				
小 計			96		
合 計			134		

備考

- *1の単位には、放送大学で開講される基礎科目及び共通科目の単位並びに島根県立大学で開講される授業科目の単位を含めることができる。
- *2の単位には、放送大学で開講される基礎科目，共通科目，専門科目及び総合科目の単位，島根県立大学で開講される授業科目の単位並びに他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。

別表第2（第18条関係）

区 分		時 間 数	
		必 修	選 択
教育 体験 活動	基礎体験領域	100	540
	学校教育体験領域	360	
総 計		1000	